

人事委員会議事録（第1683回）

1 開催日時

令和4年4月21日（木）15：00～15：40

2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

3 会議に出席した者

委員長	田中基康
委員	鈴木尉久
委員	長尾真
事務局職員	古川卓哉
任用課長	西谷智子
給与課長	井上博尊
任用課副課長兼給与課副課長	中原恵子

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1682回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

県の事業場に係る労働基準法別表第1各号の適用区分決定の件

任用課長が、標記適用区分の内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

県立病院の職員に係る労働基準監督機関は、人事委員会か。

（事務局）

県立病院の職員は企業職員に該当するので、労働基準監督署になる。

第3号議案

令和4年職種別民間給与実態調査要綱決定の件

給与課長が、標記要綱（案）を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

調査対象の産業分類の中に「医療、福祉」とあるが、医療関係職種が調査対象外となるのはなぜか。

(事務局)

要綱上は「医療」を対象としているが、新型コロナウイルスの影響による医療現場の厳しい環境を考慮し、令和2年以降3年連続で、人事院が抽出する調査先から除外されている。

(委員)

病院事業職員の調査は、民間は行わず職員のみ行うのはなぜか。

(事務局)

給与勧告は労働基本権制約の代償措置であるため、団体協約の締結ができ、労働基本権の制約がない病院事業職員や企業職員は、勧告の対象外である。そのため公民較差の比較対象としないが、集計したデータを病院局などに提供して活用するため、職員の調査を行っている。

(委員)

標本の453事業所は、どのように抽出されたものか。

(事務局)

企業規模や産業分類が偏らないように人事院が無作為抽出した結果である。

第4号議案

令和4年職員給与実態調査要綱決定の件

給与課長が、標記要綱（案）を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

第5号議案

採用選考並びに職務の級及び号給決定の件

給与課長が、兵庫県病院事業管理者から請求のあった採用選考（発令予定：令和4年5月1日）並びに職務の級及び号給を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

第6号議案

派遣先団体の統合再編に伴う規則制定の件

ー公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則ー

給与課長が、標記規則の改正内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

報告事項1

任命権者が行った処分

任用課長が、知事が行った1件の懲戒処分内容及び理由を説明した。

閉 会